

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 下坂 直樹 様 〒108-8001 日本国 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社 知的財産本部	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
発送日 (日.月.年) 10.02.2020		
出願人又は代理人の書類記号 3300001912	今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/045595	国際出願日 (日.月.年) 21.11.2019	優先日 (日.月.年) 30.11.2018
国際特許分類 (I P C) H01F 10/16(2006.01)i; C22C 19/07(2006.01)i; C22C 38/00(2006.01)i; H01F 1/047(2006.01)i FI: H01F1/047; H01F10/16; C22C19/07 C; C22C38/00 303Z		
出願人 (氏名又は名称) 日本電気株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 29.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 久保田 昌晴 5D 4230 電話番号 03-3581-1101 内線 3551
--	-------------------------	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	6-10	有
	請求項	1-5	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 62-60113 A (株式会社日立製作所) 16.03.1987(1987-03-16)
第3頁右下欄第10-15行, 第5頁右上欄第9行-左下欄第2行, 第3表
(ファミリーなし)

文献2 : JP 2004-524708 A (松下電器産業株式会社) 12.08.2004(2004-08-12)
請求項1, 段落[0010]-[0011], [0018], 表4-5
& WO 2002/088765 A1, 第4頁第1-16行, 第7頁第22行-第8頁第5行, 表4-5, 請求項1
& US 2003/0184921 A1 & DE 60200949 T2 & CN 1503912 A

請求項1-5

請求項1-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、Fe-10~24wt%Co-4~14wt%Si系合金薄膜に、Ru、Rh、Pd、Ag、Os、Ir、Pt、Auの群から選ばれる少なくとも1種の元素を1~25wt%添加することが記載されている。さらに、文献1（特に、第5頁右上欄第9行-左下欄第2行, 第3表を参照。）には、本願請求項1-5の組成の磁性合金材料が記載されている。

請求項6-10

請求項6-10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、合金薄膜に、Ir、Pt、Au等の群から選ばれる少なくとも1種の元素を添加させることが記載されているから、文献1に記載された発明において、合金薄膜にIr、Pt、Auの2種以上を添加させて、本願請求項6-10のように構成することは、当業者が適宜なし得る事項にすぎない。

請求項1-3

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2より新規性及び進歩性を有しない。

文献2には、Fe、Co及びNiから選ばれる少なくとも1種の元素と、Cu、Ru、Rh、Pd、Ag、Os、Ir、Pt及びAuから選ばれる少なくとも1種の元素とを含有する、磁性層が記載されている。さらに、文献2（特に、表4-5のSample No. d03, d17, d30, e06, e10を参照。）には、本願請求項1-3の組成の磁性合金材料が記載されている。

請求項4-10

請求項4-10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2より進歩性を有しない。

文献2には、磁性層に、Ir、Pt及びAu等から選ばれる少なくとも1種の元素を含有させることが記載されているから、文献2に記載された発明において、磁性層にIrやAuを含有させて、本願請求項4-10のように構成することは、当業者が適宜なし得る事項にすぎない。